省　令

○厚生労働省令第一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第四号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 1　（略） （この省令の失効） 2　この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。	**附　則** 1　（略） （この省令の失効） 2　この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（令和三年政令第五号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 1　（略） （この省令の失効） 2　この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。 3　（略）	**附　則** 1　（略） （この省令の失効） 2　この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。 3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。